



# JSHCT Letter No.62

The Japan Society for Hematopoietic Cell Transplantation

一般社団法人日本造血細胞移植学会

April 2016

## 目次

第38回日本造血細胞移植学会総会を振り返って .....	ii
Working together for our society and sailing into brilliant future 理事長再任のご挨拶 .....	iii
平成28年度評議員会・社員総会 承認・決定事項等のお知らせ .....	iv - v
平成27年度新規認定 日本造血細胞移植学会造血細胞移植認定医 .....	v
ワーキンググループ 新規メンバー募集のお知らせ／二次調査実施のお知らせとお願い .....	vi
定款、定款施行細則 .....	vii - xii
看護部会企画「第38回日本造血細胞移植学会総会を終えて 看護部門」 .....	xiii
私の選んだ重要論文 .....	xiv
施設紹介「公立大学法人福島県立医科大学附属病院」 .....	xv
会員の声「放射線事故対策委員会」 .....	xvi
各種委員会からのお知らせ .....	xvii

## 第38回日本造血細胞移植学会総会を振り返って

総会会長 宮村 耕一  
(名古屋第一赤十字病院 血液内科)

第38回日本造血細胞移植学会総会は3月初旬春の訪れを感じさせる爽やかな風の中名古屋国際会議場で開かれました。快晴にも恵まれ3000人の参加をいただき盛会のもと無事終えることができました。学会員の皆様をはじめ、ご協力いただきました企業ならびにボランティアの皆様には厚くお礼を申し上げます。本学会の最大の特徴は多職種が参加する学会であることですが、一人一人が様々な立場から学び、議論をし、交流をしていただく機会となっていただけとしたら、準備したプログラム委員一同の喜びであります。

会長としましては、移植医療の発展に努力された先人たちが語っていたHumanism、Science、Challengeに加え我々の時代に重要となったTeamをテーマとし、これらが確認できる学会にしたいと思い準備してきました。一般演題、特別企画とも、この4つのバランスが取れた内容であったと思います。

本学会は長い間、会長の個性が表現できる学会であり、これからも、それを続けて行ってほしいと思います。一方毎年行うべき教育講演や研修関係などは、学会が中心に進めていくことが望まれます。2年前の沖縄の学会から準備を進めてきました、学会長を中心としたLocal委員会と学術集会・企画委員会(以下企画委員会)が力を合わせていく体制については、皆様のお陰で今回の学会でも前進できたのではないかと思います。総会の接遇案、教育講演などについては企画委員会が中心となり進めていただきました。またすべてのシンポジウムは座長の1人を企画委員にお願いしました。また企画委員とLocal委員会で作成した「チーム医療企画」は次回以降も継続していく予定です。次回学会では吾郷会長がさらに豊嶋企画委員長とタッグを組み準備をすすめており、両委員会が協力する形が完成するものと思っております。今後も二つの委員会、会長の意向を汲み取りつつ、コンプリメンタリーにそれぞれの役割を荷っていくことを期待します。

最後になりますが、今回の総会で各種委員会、セミナーの日程調整・会場確保、受付での会員確認、造血細胞移植推進事業フォーラムの準備など、会場運営を荷っていただいた事務局に感謝します。

これを読むすべての会員に感謝し、次回島根県松江市で行われます第39回日本造血細胞移植学会年次総会が益々盛会となりますことを願い、簡単ではございますが、お礼の文章といたします。

# Working together for our society and sailing into brilliant future

## 理事長再任のご挨拶

日本造血細胞移植学会

理事長 岡本 真一郎



今年3月の日本造血細胞移植学会総会の社員総会で理事に再任され、その後開催された理事会での推薦を受け、引き続き本学会の理事長を拝命いたしました。

今村前理事長に代わって理事長に就任した4年前には、JSHCTをその学問的かつ社会的貢献を通して国際的にも高く評価される学会に成長させることをvisionとして、造血幹細胞移植基本法の目指す移植医療体制の構築、様々な人材育成プログラムの推進、関連組織との連携体制の強化に取り組むとともに、国内だけでなくアジア諸国を中心とした海外の学会・研究グループとの積極的な国際交流を推進し、この学会が国際的なリーダーシップを発揮することを目指して活動してまいりました。この間、造血幹細胞移植医療を支える multidisciplinary team の様々な方々のご理解とご支援によって、vision達成に向けて leadership を発揮できたことに、改めて感謝申し上げます。

さて、今後の4年間ですが、私は引き続き vision達成に向けて leadership を発揮し学会を次世代に向かって牽引していきます。造血幹細胞移植領域だけでなく、さまざまな分野での医学・医療の進歩を柔軟かつ着実に捉え、高齢化が進む日本の社会においても、造血幹細胞移植をより安全かつ有効な治療として発展させるとともに、最適な移植を最適なタイミングで患者さんに提供する移植医療体制を構築することに学会は貢献したいと考えています。そして、(1)学会の様々な人材育成プログラムを充実させ、造血幹細胞移植の次世代を担う移植医・関連職種を育成を推進する。(2)移植推進拠点病院などの造血細胞移植医療関連組織と連携し、移植後長期フォローアップ・在宅医療を含む次世代の造血細胞移植を支える医療体制を確立する。(3)移植データ・資料を用いた臨床研究の活性化、再生医療薬品や新規細胞治療などの新規治療の評価を担う開かれたシステムをJDCHCT等と連携して構築する、などの missions を遂行することで、Vision達成を目指したいと考えております。しかし、学会を望まれる方向に導いていくためには、学会のメンバーの熱意とアイデアを vision達成の mission に反映していくことが不可欠です。”Let us work together for our society and sailing into brilliant future”、皆さんと一緒に考え、学会を次世代へ向かって育てていきたいと思っております。どうか引き続き、会員の皆様の温かいご支援とご協力をよろしくお願い申し上げます。

## 平成28年度評議員会・社員総会 承認・決定事項等のお知らせ

第38回日本造血細胞移植学会総会の会期中に開催された理事会並びに評議員会・社員総会において審議・承認され、同時開催されました会員集会で報告されました事項をお知らせいたします(一部、社員総会後に決定した事項も含まれます)。

### I. 事業並びに会計について

平成28年度事業報告並びに会計決算案、平成28年度事業計画並びに会計予算案について審議され、決定・承認されました。

<決定・承認された会計決算案および会計予算案>

一般会計：平成27年度決算案、平成28年度予算案

特別会計：平成27年度決算案、平成28年度予算案

- ・造血幹細胞(骨髄・末梢血・臍帯血、自家・血縁・非血縁)移植症例一元登録・フォローアップ事業
- ・造血幹細胞ドナー(骨髄・末梢血、血縁・非血縁)事前登録・フォローアップ事業
- ・学術集会事業
- ・臨床研究推進事業
- ・認定医制度事業
- ・看護師研修事業
- ・第37回日本造血細胞移植学会総会(平成27年度決算案)
- ・第39回日本造血細胞移植学会総会(平成29年度予算案)

### II. 定款施行細則の改定について

定款施行細則の改定について審議され、決定・承認されました(別頁並びに学会ホームページ参照)。

### III. 新役員、新評議員、各種委員会新委員長・委員等の選任について

平成28年度からの新役員、新評議員・社員、各種委員会新委員長・新委員等として、以下の方々が選任されました(以下、全て敬称略、順不同)。

#### 1. 新理事(10名)：

(内科)岡本真一郎、豊嶋崇徳、神田善伸、谷口修一、福田隆浩、宮村耕一  
(小児科)高橋義行、小林良二 (輸血部)藤盛好啓 (看護部)高坂久美子

#### 2. 新監事(3名)：高見昭良、張替秀郎、藤原 弘

#### 3. 新評議員(23名)：

(内科)横山寿行、菊池 拓、小橋澄子、藤 重夫、稲本賢弘、寺倉精太郎、池田宇次、  
八木秀男、中野伸亮、山崎宏人、奥村廣和、薬師神公和、藤崎智明、瀬尾幸子  
(小児科)佐藤 篤 (輸血部)三浦康生  
(看護)横田真紀、吉川和代、森 一恵、赤川順子、塚越真由美、土井久容  
(移植コーディネーター)成田 円

#### 4. 次々期総会会長(平成31年度・第41回学会総会)：

井上雅美(大阪府立母子保健総合医療センター 血液・腫瘍科)

#### 5. 新功労会員：鵜池直邦、小田 慈、幸道秀樹、塩原信太郎、末永孝生、花田修一、永井謙一

#### 6. 各種委員会 新委員長・新委員：

- 1) ガイドライン委員会：宮本敏浩(委員長)、長谷川大一郎、上村智彦、澤田明久、澤 正史、  
小林 光
- 2) 編集委員会：堤 豊、諫田淳也、澤田明久、西田徹也
- 3) 在り方委員会：宮村耕一(役職委員)、吾郷浩厚(役職委員)、豊嶋崇徳(役職委員)、  
小林良二、加藤元博、高坂久美子
- 4) 倫理審査委員会：加藤元博

- 5) ドナー委員会：高橋郁名代
- 6) 看護部会：岡本恵美子、塩屋千里、濱田のぞみ
- 7) 社保委員会：小寺良尚、稲本賢弘、緒方正男、上田恭典
- 8) 認定・専門医制度委員会：石山 謙、賀古真一
- 9) 国際委員会：高橋義行
- 10) HCTC委員会：福田隆浩、井上雅美、田中淳司、近藤咲子、宮本敏浩、金本美代子、山崎奈美恵、山崎裕介
- 11) 学術集会企画委員会：吾郷浩厚(役職委員)
- 12) 財務委員会：豊嶋崇徳(役職委員)
- 13) 移植施設認定委員会：金森平和
7. 認定HCTC(平成28年3月認定)：  
上野秋花、林 好子、興津美由紀、飯崎淑恵、工藤 愛

なお、次期総会会長(平成30年度・第40回学術集会)：豊嶋崇徳(北海道大学大学院医学研究科 血液内科)につきましては、昨年度既に決定しております。また、役員、各種委員会委員の名簿につきましては、学会ホームページをご参照ください(4月下旬頃更新予定)。

#### IV. 表彰等について

第38回日本造血細胞移植学会総会 会員懇親会(3月4日)会場におきまして、第37回日本造血細胞移植学会総会奨励賞の表彰式が行われました。受賞者の方は以下の通りです。

<第37回日本造血細胞移植学会総会奨励賞 受賞者(敬称略、順不同)>

三橋健次郎(東京女子医科大学血液内科)、杉田純一(北海道大学大学院医学研究科血液内科学分野)、加藤元博(東京大学無菌治療部・小児科)、田中庸介(国立がん研究センター中央病院造血幹細胞移植科)

#### 《平成29年度・第39回日本造血細胞移植学会総会》

総会会長：吾郷浩厚(島根県立中央病院 血液腫瘍科)  
会 期：平成29年(2017年)3月2日(木)～3月4日(土)  
会 場：くにびきメッセ/島根県民会館

## 平成27年度新規認定 日本造血細胞移植学会造血細胞移植認定医

*Board Certified Member of the Japan Society for Hematopoietic Cell Transplantation*

平成27年度新規認定医認定申請者のうち書類審査と口頭試験に合格し認定された47名です。

認定・専門医制度委員会  
2016年4月1日付

饗庭 明子	青木 淳	青木 孝友	青木 浩	赤羽 大悟	蘆澤 正弘
荒川ゆうき	有泉 裕嗣	五十嵐愛子	石原 卓	糸永 英弘	井上 明威
奥野 啓介	押川 学	川島 直実	河村 浩二	栗田 尚樹	栗山 拓郎
材木 義隆	櫻井 政寿	佐藤慶二郎	佐藤 貴之	更科 岳大	重村 倫成
清水 啓明	鐘野 勝洋	新谷 直樹	高橋 寛吉	竹村 兼成	田中 美幸
玉井洋太郎	隄 康彦	常峰 紘子	富川 武樹	名島 悠峰	沼田 歩
平林 耕一	藤本 勝也	前川 隆彰	間部 賢寛	宮崎 幸大	宮地 充
三好 拓児	森 健	柳沢 龍	柳町 昌克	渡邊 純一	

(敬称略、五十音順)

## ワーキンググループ 新規メンバー募集のお知らせ ／二次調査実施のお知らせとお願い

造血細胞移植登録一元管理委員会

### ワーキンググループ 新規メンバー募集のお知らせ

今年もワーキンググループの新メンバーを募集いたします。奮ってご参加ください。

ただし、メンバーには資格条件がありますので、日本造血細胞移植学会ホームページの「ワーキンググループ(WG)」ページより「造血細胞移植登録一元管理委員会が設置するワーキンググループ運営に関する細則」・「WG新規メンバー公募案内」をご確認ください。

また、会員歴が不足する若手研究者の2020年までの特例措置もございますので、こちらも併せてご確認ください。

現在参加中のWGを異動したい場合は、学会ホームページの同ページ内「WG異動申請案内」をご確認の上、申請をしてください。

#### 【WG 新規メンバー応募方法】

日本造血細胞移植学会ホームページより申請フォームにて応募

- 申込期限 2016年5月31日(火) 締切

#### 【WG 異動申請方法】

異動申請書を日本造血細胞移植データセンター宛てにメールにて送付

- 申込期限 2016年5月31日(火) 締切
- E mail 送信先 [jdchct-dc@jdchct.or.jp](mailto:jdchct-dc@jdchct.or.jp)

※書類に不備がある場合には、申請を受理できない場合があります。

### 二次調査実施のお知らせとご協力をお願い

学会総会にてプレゼン審査を実施し、一元管理委員会で承認された二次調査研究につきまして、日本造血細胞移植データセンターが代行で二次調査を実施します。対象施設となった際は、ご協力をお願い申し上げます。(2016年度実施：2研究)

\*\*\*\*\*

#### WG17 HLAと移植成績とWG20 GVHD以外の移植関連合併症の共同研究

『レシピエントが有するHLA抗体の抗原特異性と反応強度が血縁者間HLA不適合移植の生着に与える影響』

兵庫医科大学病院 血液内科 池亀 和博

『レシピエントが有するHLA抗体の抗原特異性と反応強度が非血縁者間臍帯血移植の生着に与える影響』

広島大学病院 血液内科 大島 久美

\*\*\*\*\*

#### WG12 再生不良性貧血【成人】

『再生不良性貧血に対する同種移植において、移植前処置ならびにドナータイプが混合キメラ・二次性生着不全に与える影響』

自治医科大学附属さいたま医療センター 血液科 賀古 真一

# 一般社団法人日本造血細胞移植学会 定款

## 第I章 名称

### 第1条 (名称)

本法人は、一般社団法人日本造血細胞移植学会(The Japan Society for Hematopoietic Cell Transplantation、略：JSHCT)と称する。

## 第II章 目的および事業

### 第2条 (目的)

本法人は造血細胞移植の研究を推進しその治療成績および安全性の向上を図りよって患者およびドナーの福利に資するとともに社員及び会員である医師等の造血細胞移植の研究、教育及び診療の向上を図ることを目的とする。

### 第3条 (事業)

本法人はその目的達成のため次の事業を行う。

- 1) 年次学術集会の開催
- 2) 研究協力の推進
- 3) 臨床成績の集積と評価
- 4) 造血細胞移植専門医・看護師・認定施設、等に関する事業
- 5) 国内外の関係学会との交流
- 6) 学術論文集、その他の出版物の刊行
- 7) その他(会員名簿の発行、など)

### 第4条 (事務局)

上記事業を円滑に運営推進するため、学会事務局を常設する。

### 第5条 (事務所)

本法人は、事務所を愛知県名古屋市内に置く。

### 第6条 (公告の方法)

本法人の公告は、本法人のホームページ及び機関誌(ニューズレター)に掲載する方法によって行う。

## 第III章 会員

### 第7条 (種別)

本法人の会員は、次の5種とする。

- 1) 名誉会員  
年次学術集会会長を経験し65歳を超えた会員で、理事会で推薦され、社員総会で承認された者とする。
- 2) 功労会員  
理事経験者又は本学会に著しく貢献し65歳を超えた会員で、理事会で推薦され、社員総会で承認された者とする。
- 3) 正会員  
本法人の目的に賛同し、別に定めるところによる手続きを経て入会した医師及び一般会員となった後満3年経過した者で正会員となることを希望する者を正会員とする。
- 4) 一般会員  
本法人の目的に賛同し、別に定めるところによる手続きを経て入会した医師以外の会員の内前号の規定により正会員となった者を除いた者を一般会員とする。
- 5) 賛助会員  
本法人の目的に賛同し財政的支援を与える法人及び団体とする。

### 第8条 (除名)

正会員、一般会員は、正当な理由無く2年以上会費を納入しなかった場合および本法人の名誉を著しく汚した場合は、理事会及び社員総会の審議を経てこれを除名することができる。

### 第9条 (正会員の義務)

正会員は本学会事務局が本学会のために行うデータ集計に協力する義務を有する。

## 第IV章 役員および評議員

### 第10条 (役員)

1. 本法人に理事20名以内(ただし、第11条2項により理事を選任する場合は21名以内)、監事3名以内、総会会長1名、次期総会会長1名、次々期総会会長1名、次々次期総会会長1名を置く。
2. 理事のうち1名を理事長、若干名を副理事長とする。
3. 本法人に学会会長1名を置くことができる。

### 第11条 (役員を選任)

1. 理事及び監事は、別に定めるところにより評議員の中から社員総会で選任する。
2. 前項の規定により理事を選任する際に、社員総会において「その総会の後に開催される理事会において理事長に選任される者が理事でない場合、その者を理事として選任する」旨決議しておくものとする。
3. 前項の規定により選任された理事は、理事長でなくなったときは理事の身分を失う。
4. 理事長は、本条第1項の規定による理事の選任後に、理事会において、理事又は理事経験者の中から選任される。
5. 理事長は、理事の中から副理事長を選任する。
6. 学会会長は、別に定めるところにより社員総会で選任する。
7. 次々次期総会会長は、毎年の年次学術集会の前に開催される理事会において推薦され、社員総会で承認決定される。
8. 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

### 第12条 (役員の職務)

1. 理事長は、本法人を代表し、業務を統括する。
2. 理事長は毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。
3. 副理事長は理事長を補佐するとともに、必要な場合には最年長の副理事長がその職務を代行する。
4. 理事は、理事会を組織し、業務の執行を決定する。
5. 学会会長は、本法人の渉外・事務局業務管理等についての助言・活動を行う。
6. 総会会長は、会員集会及び学術集会を主催する。
7. 次期総会会長は次年度(1年後)の総会会長予定者とし、次々次期総会会長は2年後の、次々次期総会会長は3年後の総会会長予定者とする。
8. 監事は、本法人の業務執行の状況及び財産状況についての監査を行う。
9. 本法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項に規定する損害賠償責任について、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、その役員等の職務執行の状況その他の事情

を勘案し、特に必要と認めるときは、法令に定める最低責任限度額を控除して得た金額を限度とし、理事の過半数の同意によって免除することができる。

#### 第13条(役員の任期)

1. 理事の任期は2年で、再任は妨げない。
2. 理事長の任期は2年とし、再任は妨げない。
3. 学会会長の任期は2年とし、再任を妨げないが、その都度社員総会の承認を得るものとする。
4. 総会会長、次期総会会長、次々期総会会長及び次々次期総会会長の任期は1年とする。
5. 監事の任期は4年とし再任はできない。
6. 役員の任期は、理事長については選任されたときから、その他の役員については選任された定時社員総会が終了したときから任期に対応する事業年度に関する定時社員総会終了時までとする。

#### 第14条(評議員)

1. 本法人の社員は、別に定めるところにより正会員の中から選任された評議員をもって構成する。
2. 評議員の数は、正会員数の12%以内とし、具体的な数字は選任の直前に開催される理事会で決定される。
3. 評議員の任期は2年とし、該当事業年度の定時社員総会の翌日から開始するものとする。
4. 評議員は再任を妨げないが、満65歳になる者は、その年度の定時社員総会終了時に資格を失う。
5. 評議員の解任は、社員総会において現評議員数の3分の2以上の者の賛成による決議によりすることができる。この場合は、当該社員総会の日から1週間前までに当該評議員に対しその旨を通知し、社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

### 第V章 会 議

#### 第15条(理事会の構成)

1. 本法人に理事会を置く。
2. 理事会は理事をもって構成する。
3. 学会会長、総会会長、次期総会会長、次々期総会会長、次々次期総会会長及び監事は理事会に出席するものとするが、表決の際にはこれに加わらないものとする。

#### 第16条(理事会の権能)

1. 理事会は、次の職務を行う。
  - 1) 本法人の業務執行の決定
  - 2) 理事の職務執行の監督
  - 3) 理事長の選任及び解任
  - 4) 社員総会の日時、場所及び社員総会の目的事項の決定
2. 理事会は次の事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
  - 1) 重要な財産の処分及び譲受け
  - 2) 多額の借財
  - 3) 重要な使用人の選任及び解任
  - 4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
  - 5) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他一般社団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備
  - 6) 第12条8項に定める責任の免除

#### 第17条(理事会の開催)

1. 定時理事会は、年2回以上開催し、そのうち1回は年次学術集会前に開催するものとする。
2. 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - 1) 理事長が必要と認めるとき
  - 2) 理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき
  - 3) 監事から開催の請求があったとき

#### 第18条(理事会の招集)

1. 理事会は、理事長が招集する。
2. 理事会の議長は理事長とする。
3. 理事長は前条第2項2号又は3号の規定による請求があったときは、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が、5日以内に発せられないときは、各理事又は監事が臨時理事会を招集することができる。
4. 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

#### 第19条(理事会の定足数)

理事会は現理事数の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

#### 第20条(理事会の議事録)

理事会の議事については、総会で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事がこれに記名押印するものとする。

#### 第21条(社員総会の構成)

1. 社員総会は評議員をもって構成する。
2. 学会会長、総会会長、次期総会会長、次々期総会会長及び次々次期総会会長並びに名誉会員及び功労会員は、社員総会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決権を有しないものとする。

#### 第22条(社員総会の権能)

社員総会は、この定款に定めるほか、理事会で必要と認められた事項について審議、承認、決定し、理事会での審議事項について報告を受ける。

#### 第23条(社員総会の開催)

1. 定時社員総会は、事業年度終了後3ヶ月以内に開催するものとする。
2. 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - 1) 理事会が必要と認めるとき
  - 2) 現評議員数の5分の1以上から会議の目的及び開催の理由を記載した書面によって開催の請求があったとき

#### 第24条(社員総会の招集)

1. 社員総会は、理事長が招集する。
2. 社員総会の議長は理事長とする。
3. 理事長は前条第2項2号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から6週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。この期間が経過しても臨時社員総会が招集されないときは、招集を請求した評議員は、裁判所の許可を得て臨時社員総会を招集することができる。

#### 第25条(社員総会の定足数)

社員総会は、委任状を含めて現評議員数の3分の2以上が出席しなければ議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもって予め意思を表示した者、および他の代理人として評決を委任した者は出席者とみなす。

#### 第26条(社員総会の議事録)

社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録で作成し、議長及び出席した理事がこれに記名押印するものとする。

**第27条(委員会)**

1. 理事会の決定により、各種委員会を置くことができる。
2. 各種委員会委員は原則として理事および評議員の中から理事会で決定し、社員総会及び会員集会上に報告する。
3. 各種委員会委員の任期は2年とし、再任を妨げないが、その都度理事会の承認を得る。

**第Ⅵ章 会員集会上および学術集会上****第28条(会員集会上)**

1. 全会員を対象とする会員集会上を年次学術集会上の期間中に開催する。
2. 会員集会上は、総会会長が招集し、議長となる。
3. 会員集会上では、理事会、社員総会で審議決定された重要事項、収支決算が報告される。

**第29条(学術集会上)**

1. 年次学術集会上は総会会長の責任の下に演題を公募し毎年開催する。
2. 本学術集会上プログラム構成は総会会長と年次集会上プログラム委員会と学術集会上企画委員会に任せられる。
3. 一般応募演題の筆頭演者は会員(正会員、一般会員)でなくてはならない。
4. 総会会長が必要と認めるときは、年次学術集会上以外の学術集会上を開催あるいは他の関連学会と共催することが出来る。
5. 年次学術集会上は一般公開とする。

**第Ⅶ章 基金****第30条(基金の総額)**

本法人の基金(代替基金を含む。)の総額は、金300万円とする。

**第31条(基金の拠出者の権利に関する規定)**

本法人の基金は、本法人が解散するときまでは、社員総会の議決がなければ返還しない。

**第32条(基金の返還手続)**

本法人の基金の拠出者が、基金の返還を求めるときは、社員総会での議決及び代替基金の積立て後に、これを返還するものとする。

**第Ⅷ章 会計****第33条(事業年度)**

本法人の事業年度は1月1日より12月31日までとする。

**第34条(年会費)**

本法人の年会費は別に定める。ただし、名誉会員、功労会員は年会費の納入を必要としない。

**第35条(剰余金の処分)**

1. 本法人は、剰余金が生じた場合であってもこれを評議員に分配しない。
2. 本法人は、剰余金が生じた場合には、繰り越した差損があるときはその填補に充て、なお剰余金があるときは、理事会及び社員総会の議を経て、その全部又は一部を翌事業年度に繰り越し又は積み立てるものとする。

**第36条(会計原則)**

本法人の会計は一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従う。

**第Ⅸ章 解散****第37条(解散)**

本法人の解散は、社員総会において現評議員数の3分の2以上の賛成による議決を経るものとする。

**第38条(残余財産の処分)**

本法人の解散に伴う残余財産は、前条に定める方法により、本法人の目的に類似の公益事業団体に寄付するものとする。

**第Ⅹ章 補則****第39条(最初の事業年度)**

第33条の規定にかかわらず、この法人設立当初の事業年度は、この法人設立の日から平成18年3月31日までとする。

**第40条(最初の社員)**

第14条1項の規定にかかわらず、この法人の設立時の社員は次のとおりとする。

住所  
氏名 小 寺 良 尚  
住所  
氏名 加 藤 俊 一  
住所  
氏名 河 敬 世  
住所  
氏名 谷 本 光 音  
住所  
氏名 坂 卷 壽  
住所  
氏名 岡 村 純  
住所  
氏名 金 丸 昭 久

**第41条(最初の役員)**

1. 第11条1項の規定にかかわらず、この法人設立当初の理事及び監事は次の通りとする。

理事(理事長)

住所  
氏名 小 寺 良 尚

理事(副理事長)

住所  
氏名 加 藤 俊 一

理事

住所  
氏名 浅 野 茂 隆

理事

住所  
氏名 池 田 康 夫

理事

住所

氏名 今 村 雅 寛  
 理事 住所  
 氏名 岡 本 真一郎  
 理事 住所  
 氏名 尾 上 裕 子  
 理事 住所  
 氏名 岡 村 純  
 理事 住所  
 氏名 加 藤 剛 二  
 理事 住所  
 氏名 河 敬 世  
 理事 住所  
 氏名 小 島 勢 二  
 理事 住所  
 氏名 塩 原 信太郎  
 理事 住所  
 氏名 澄 川 美 智  
 理事 住所  
 氏名 谷 本 光 音  
 理事 住所  
 氏名 土 田 昌 宏  
 理事 住所  
 氏名 中 畑 龍 俊  
 理事 住所  
 氏名 原 田 実 根  
 理事 住所  
 氏名 森 下 剛 久  
 理事 住所  
 氏名 森 島 泰 雄  
 会長 住所  
 氏名 坂 卷 壽  
 監事 住所  
 氏名 金 丸 昭 久  
 監事 住所  
 氏名 気賀沢 寿 人

2. 第13条の規定に関わらず、この法人設立当初の役員の任期は就任後最初に終了する事業年度に関する定時社員総会の終了のときまでとする。

#### 第42条(施行細則)

この定款の施行に必要な事項は、理事会及び社員総会の議決を経て別に定める。

以上、有限責任中間法人日本造血細胞移植学会を設立するため、この定款を作成し、社員が次に記名押印する。

平成18年2月25日

社員 小 寺 良 尚  
 社員 加 藤 俊 一  
 社員 河 敬 世  
 社員 谷 本 光 音  
 社員 坂 卷 壽  
 社員 岡 村 純  
 社員 金 丸 昭 久

#### 付則

平成18年3月 9日設立  
 平成19年6月22日改定(ただし、第33条については平成20年4月1日から施行するものとする。)  
 平成21年2月 4日改定  
 平成22年2月18日改定  
 平成23年3月 8日改定  
 平成25年3月 9日改定  
 平成26年3月 9日改定  
 平成27年3月 7日改定

# 一般社団法人日本造血細胞移植学会定款施行細則

## 第Ⅰ章 入会、休会及び退会

### 第1条 (正会員、一般会員)

本法人に正会員、一般会員として入会しようとする者は、次の各号に掲げる者でなくてはならない。

- 1) 造血細胞移植に関する知識と経験を有する医師。
- 2) 造血細胞移植に関する知識と経験を有する研究者で、学士、修士または博士の称号を有する者。
- 3) 造血細胞移植に関する知識と経験を有し、医療に関わる資格(看護師免許、診療放射線技師免許、臨床検査技師免許など)を有する者。
- 4) その他理事会によって前3号のいずれかに準ずると認められた者。

### 第2条 (入会)

定款の規定に従い本法人に入会を希望する者は、別添の所定の入会申込書を提出し当該年度の会費を本法人が指定する口座に振込まなければならない。

### 第3条 (休会)

休会を希望する者は、別添の所定の休会届出書を提出しなければならない。ただし、既に納入した当該年度分の会費は返還しない。

### 第4条 (退会)

退会を希望する者は、別添の所定の退会届出書を提出し、会費を滞納している場合は完納しなければならない。

## 第Ⅱ章 会費

### 第5条 (年会費)

本法人の年会費は次のとおりとする。ただし、名誉会員、功労会員は年会費の納入を必要としない。

- 1) 評議員 18,000円
- 2) 正会員、一般会員 10,000円
- 3) 賛助会員 500,000円以上

## 第Ⅲ章 理事の選任

### 第6条 (理事の選任)

1. 理事の定数は20名以内とする。ただし、定款第11条2項により理事を選任する場合は21名以内とする。
2. 医師、看護師及びその他の医療従事者である評議員は理事候補者になることができる。
3. 本法人の理事候補者になろうとするものは、理事評議員選任委員会が定めた期日までに、書留郵便によって、その旨を理事評議員選任委員会に届けなければならない。
4. 前項に定める届け出は、所定の用紙を用いて行い、理事候補者の氏名、専門科名、所属する施設名、生年月日、経歴、所信、及び日本造血細胞移植学会への貢献度を記載しなければならない。
5. 理事評議員選任委員会は専門科別に、理事候補者の氏名、専門科別、所属する施設名、生年月日、経歴及び所信を掲載した選挙広報並びに書面投票に使用する投票用紙を評議員に配付する。評議員は、投票用紙を社員総会の30日前までに、理事評議員選任委員会に郵送しなければならない。
6. 理事の投票選出は書面投票によることとし、その結果について社員総会の承認を得る。
7. 評議員が投票する数は3名とする。なお3年間連続して本学会への参加がない評議員は理事の選挙権を喪失する。
8. 得票数の多い者から順に、各専門科別に、内科系3名、小児科系2名、基礎系1名、看護師およびその他の医療従事者1名、及び理事会枠3名を当選者とし、得票数が同数の場合には年令の高い者を当選とする。立候補者が定数に満たない場合には理事会で選任し、社員総会の承認を得ることとする。専門科別人数の改定は投票前に理事会で決定し、社員総会の承認を得ることとする。
9. 理事会枠の選定には地域性、分野、および一般社団法人日本造血細胞移植データセンターへの造血細胞移植データの報告件数を考慮する。この地域性については全国を7地域に区分して各地域から選出されるよう配慮し、分野については輸血部、検査科、外科系等からも選出されるよう配慮し、一般社団法人日本造血細胞移植データセンターへの報告件数が50件を超えている施設からの選出を考慮する。
10. 理事の任期は2年とする。
11. 理事の投票選出は2年に一度、理事定員の半数の者について行う。投票で選出された理事は2期4年間理事を務めることとし、1期目が終了する次の社員総会で信任決議を行い、法律上の選任決議とする。ただし、1期目を終了する年の4月1日時点の年齢が64歳以上となる理事については1期2年間で終了することとし、このことに伴い、当該年の理事の選出数が理事定員の半数を超えるまたは半数に満たなくなる場合は、これを許容する。
12. 理事に立候補する者は、選任される年の4月1日の時点で満63歳までの者とする。
13. 理事に欠員が生じ、残りの任期が1年以上のときは、欠員となった理事の専門科で、前回の理事選挙における次点者を繰り上げて補充する。この理事の任期は欠員となった理事の残りの任期とし、再任時の任期には算定しない。

## 第Ⅳ章 監事の選任

### 第7条 (監事の選任)

1. 監事の定数は3名以内とする。
2. 監事の選任にあたっては評議員を被選挙人として理事選挙とは独立して選挙を行う。3. 立候補は自薦とするが自薦による立候補者がいない場合は理事評議員選任委員会が推薦する。
4. 選出された監事候補者は、社員総会にて承認される。
5. 監事の任期は4年とする。
6. 第3項の推薦を受ける者は、選任される年の4月1日の時点で満61歳までの者とする。
7. 監事に欠員が生じ、残りの任期が1年以上のときは、第2項、第3項、第4項、及び第6項の規定に倣い監事を補充する。補充された監事の任期は欠員となった監事の残りの任期とし、定款第13条5項及び本条5項に規定する監事の任期には含まれないものとする。

## 第Ⅴ章 理事長の選任

### 第8条 (理事長の選任)

1. 理事長は、本細則第6条の規定により理事選任の承認が得られた社員総会終了後、理事会において理事及び理事経験者の中から選任される。この理事会には理事経験者も出席することができる。理事経験者は発言することはできるが議決権はない。
2. 理事長の立候補については、理事会開催前まで受け付けるものとする。
3. 立候補者が1人の場合は、理事会において出席者の過半数の信任を得るものとする。
4. 立候補者が複数の場合は、有効投票数の過半数を得た者とする。
5. 初回の投票で過半数を得た者がいない場合は、得票数が上位2名の者を対象に再投票を行い、得票数の多い者とする。ただし、得票数が同じ場合は、抽選により選任する。

## 第Ⅵ章 学会会長の選任

### 第9条 (学会会長の選任)

1. 理事会は、理事経験者の中から学会会長としてふさわしい者を推薦し、社員総会の決議を求めるものとする。
2. 前項の推薦を受ける者は、人格や見識、これまでの研究成果、本法人に対する貢献などにかんがみ、学会会長として本法人の発展に寄与することを期待できる者とする。

## 第Ⅶ章 学術総会会長の選任

### 第10条 (学術総会会長の選任)

1. 学術総会会長は評議員より選出することとし、公募(立候補、推薦)により受付、理事会で推薦、社員総会の承認を得る。
2. 学術総会会長となることを希望する者(立候補)および推薦する者は、別に定める書式により、理事会宛に郵送(書留郵便)にて届け出るものとする。

## 第Ⅷ章 評議員の選任

### 第11条 (評議員候補の資格)

下記の資格を有する正会員は評議員候補者になることができる。

- 1) 連続5年以上本法人の会員(正会員又は一般会員)で、会費を完納した者とする。ただし、選任される年の4月1日の時点で満61歳までの者とする。
- 2) 学術上の業績あるいは医療上の貢献が著しい者。

### 第12条 (評議員の選任)

1. 評議員の定数は正会員数の12%を超えないものとする。
2. 理事会はあらかじめ当該年度の選任評議員数を決定し、理事長が理事評議員選任委員会に報告する。
3. 評議員となることを希望する者(評議員候補者)は、別に定める書式により、社員総会の5ヶ月前から3ヶ月前までの期間に理事評議員選任委員会委員長あてに郵送(書留郵便)にて届け出るものとする。理事評議員選任委員会は評議員候補者が被選挙権の有権者であることを確認する。
4. 理事評議員選任委員会は定時社員総会の1ヶ月前までに選任会議を開催し、評議員を選任する。研究業績、医療業績、コメディカル業績の3分野別に客観的に公平に評議員を選任する。専門性、地域性などの学会運営上の必要性、及び一般社団法人日本造血細胞移植データセンターへの移植データ報告件数も考慮する。選任基準は公開とする。
5. 社員総会時の理事会、社員総会で選任評議員の承認を得る。

## 第Ⅸ章 委員会

### 第13条

1. 本法人に下記の委員会を設置する。各種委員会の委員長は理事が担当し(前年度総会会長が委員長に就任する場合はこの限りではない。)、委員および委員長は理事会が選出するものとする。役職(総会会長職など)による委員以外の委員については、原則として同時に2つまでとする。
  - 1) 理事評議員選任委員会
  - 2) 倫理審査委員会
  - 3) 社保委員会
  - 4) ガイドライン委員会
  - 5) 臨床研究委員会
  - 6) 看護部会
  - 7) 編集委員会
  - 8) 在り方委員会
  - 9) ドナー委員会
  - 10) 認定・専門医制度委員会
  - 11) 国際委員会
  - 12) 造血細胞移植コーディネーター委員会
  - 13) 放射線事故対策委員会
  - 14) 年次集会プログラム委員会
  - 15) 学術集会企画委員会
  - 16) 財務委員会
  - 17) 造血細胞移植登録一元管理委員会
2. 各委員会の組織、任務等の詳細は別に定める。

## 第Ⅹ章 改正

### 第14条(改正)

本施行細則は、理事会及び社員総会の議決によって変更又は廃止することができる。

### 附則

1. 本施行細則は平成18年3月24日より施行する。
2. 本細則施行日現在任意団体日本造血細胞移植学会(日本造血細胞移植推進機構に改称)に在会する会員は、本法人に入会したものとみなす。これらの会員は、本法人における会員の種別を本法人に届け出るものとする。
3. 本細則施行日現在の任意団体日本造血細胞移植学会(日本造血細胞移植推進機構に改称)の評議員は、本法人の14条の評議員とみなす。
4. 本施行細則は平成19年2月15日に改定された。
5. 本施行細則は平成20年6月7日に改定された。
6. 本施行細則は平成21年2月4日に改定された。
7. 本施行細則は平成22年2月18日に改定された。
8. 本施行細則は平成23年3月8日に改定された。
9. 本施行細則は平成23年7月28日に改定された。
10. 本施行細則は平成24年2月23日に改定された。
11. 本施行細則は平成25年3月9日に改定された。
12. 本施行細則は平成26年3月9日に改定された。
13. 本施行細則は平成27年3月7日に改定された。
14. 本施行細則は平成28年3月5日に改定された。

**看護部会企画** **第38回日本造血細胞移植学会総会を終えて** **看護部門**

名古屋第一赤十字病院 高坂 久美子

名古屋第一赤十字病院 副院長・血液内科部長宮村耕一先生を総会長とした学会総会が無事終了しました。2970名の参加者があり、看護部門の会場は初日より500席の会場が満席となるほど大盛況でした。看護部門の演題発表は92題でした。学会総会のテーマであるHumanism Science Challenge and Teamをもとに看護部会でもいくつかの新しい試みを行いました。

小児の移植看護の情報を得る機会が少ないとの声より小児看護に関するセッションを増やしました。口演は2セッションとし内1つは小児を主とした口演としました。ブラッシュアップ研修やグループミーティングでも小児関連の発表や情報交換の機会を設けました。ポスターセッションは、看護師が中心となり多職種と取り組まれた研究や事例報告が多く発表されました。教育講演は、多発性骨髄腫の診断と治療、抗がん剤の暴露防止策、看護研究ポスター発表についてと様々な学びの機会となったのではないのでしょうか。あわせて造血細胞移植看護ラダーの改訂版を発表しました。より現場で使いやすいように改訂しました。学会ホームページで紹介していますのでご参照ください。ブラッシュアップ研修会は、これまでLTFU外来開設に悩む施設が多かったため開設までと、開設後の進め方を中心に発表していただいていたいました。今回は昨年度シンポジウムのテーマとした就労・就学支援の実際を発表してもらいました。「がんで仕事を辞めない」と国は打ち出して就労支援を進めようとしています、実際は発症してすぐに仕事を辞めてしまう患者さん。小児では高校・大学への就学の難しさなどが浮き彫りになりました。シンポジウムは地域連携へのチャレンジとして、移植後の患者が住み慣れた地域で安心して暮らしていただけるための新たなチャレンジをされている方々に発表していただきました。移植医療を知る医療者の偏在化の問題、小児期に移植した患者の長期フォローするシステムがまだ十分でない問題。医師の連携だけでなく看護—看護の連携の必要性を感じたシンポジウムでした。グループミーティングは今回より事前登録とし、グループ数も12とテーマを増やしより多くの方に参加していただけるようにしました。各テーマとも熱心な情報交換が行われました。

次年度は島根県立中央病院 血液内科部長吾郷先生が総会長となり「passion」をテーマに開催されます。看護部会もはじける「passion」で実りのある学会総会となるよう企画してまいります。宍道湖畔でお会いしましょう。

**私の選んだ重要論文**

IKZF1 status as a prognostic feature in BCR-ABL1-positive childhood ALL. Arian van der Veer et al. *Blood*. 2014; 123 (11): 1691-1698

従来予後不良とされていたPh+ALLの治療成績はTKI併用療法により劇的に改善したと言えよう。pre-TKI eraにおいては同種造血幹細胞移植が唯一の長期生存が期待できる治療法と考えられていた。TKI eraにおいてもできるだけ多くの症例に同種造血幹細胞移植を施行する事で全体の生存率を向上させることが目標とされている。imatinib併用療法は90%以上の寛解率と短期間での再発率の低下により第一寛解期での移植へのリクルート率を増加させただけでなく同種移植後の治療成績をも改善している。dasatinib, ponatinib併用療法では早期にdeep molecular remissionを得る事が可能になることで更なる治療成績の向上が期待されている。しかしながら患者の高齢化がさらに進行すると考えられる我が国において、同種造血幹細胞移植だけでPh+ALL全体の生存率を向上させる事は難しいとも言えよう。興味深い事にCALGBは前向き試験において第一寛解期での自家移植と血縁者間同種移植の治療成績に統計学的有意差を認めず、最も重要であった予後因子はminimal residual diseaseであったと報告している。本論文では小児Ph+ALLを対象としたPonte di Legno study (pre-TKI群)とEsPhALL登録例(TKI群)においてIKZF1遺伝子変異の臨床的意義について後方視的に検索した結果を報告している。IKZF1遺伝子はDNA結合転写因子であり成熟リンパ球細胞のみならず造血幹細胞やさまざまな血球前駆細胞においても発現している。本研究ではpre-TKI群において遺伝子変異の有無によりDFS、再発率における統計学的有意差が認められたが、TKI群においては治療早期に芽球の減少を認めた群(good-risk群)においてwild-type群と遺伝子変異群において4年生存率における統計学的有意差が認められたと報告されている(100% vs. 66%,  $p = 0.039$ )。寛解導入後の治療反応性と白血病細胞の遺伝子変異を組み合わせる事で“第一寛解期に同種造血幹細胞移植を施行することにより長期生存が期待できる症例”と“再発のリスクが少ないと考えて経過観察可能な症例”を層別化できる可能性が示唆されている。本論文には今後のALL治療戦略を考える上で非常に重要な知見が含まれていると考える。

藤田保健衛生大学 血液内科 水田 秀一

## 施設紹介

# 公立大学法人福島県立医科大学附属病院

血液内科・小児腫瘍内科・輸血移植免疫部・4階西病棟・10階西病棟

当院は福島市の南郊外にあり、今年の12月には新病棟も完成し移植環境も充実するため、更なる期待が高まっています。当院の造血細胞移植は血液内科と小児腫瘍内科とで年間約30例行われており、また、骨髄バンクの採取は末梢血幹細胞採取も含め年間15～20件ほど行っています。

血液内科では、自己造血幹細胞移植を1996年から、同種造血幹細胞移植

を1999年から施行しております。2002年には、骨髄移植推進財団より非血縁者間骨髄移植の施設認定を受け、2005年には、日本さい帯血バンクネットワークの移植医療機関診療科として認可されています。血液内科で移植治療を受けられた患者様の会(雪うさぎ10西の会)もあり、移植を受けた患者とご家族が移植後の生活をより良く送れるよう交流を図り、これから移植を受ける患者様へのサポートもなされています。

小児腫瘍内科では、標準的治療では治癒が難しい再発・難治症例を全国から積極的に受け入れ、新薬の治験、当科で開発したハプロ移植を行うことにより治療効果をあげています。特に通常では治癒が見込めないと思われる再発後非寛解症例や移植後の再発例など予後不良な白血病に対してハプロ移植を積極的に行っており、約半数の患者さんが長期生存しています。

移植は血液内科病棟と小児病棟で行われており、それぞれの病棟にクリーンルームが設置されています。血液内科病棟では、看護師は積極的に移植に関する看護研究に取り組み、また移植看護の質向上のために、近隣施設との勉強会を開催しています。また、入院中の教育環境も充実しており、病院内にある養護学校では17名の教諭が移植中も小・中・高の学習支援を行っています。

輸血・移植免疫部では、末梢血造血幹細胞採取を一手に引き受け、年間約50件の造血細胞採取と保存管理を行っています。輸血や移植が安全で効果が挙がるようにHLA検査、マイクロキメリズム検査、抗体検査を施行し、安全で実効の挙がる移植を支えています。また、骨髄液運搬にも積極的に関わっています。

当院では紹介した部門以外にも移植コーディネーターなどの多職種が移植治療に関っています。移植治療が必要と考えられた時点から移植後までの支援をチームで取組み、患者さんやご家族が移植治療を受けて良かったと思えるように、今後も取組んでいきたいと思ひます。



## 放射線事故対策委員会

名古屋第一赤十字病院 血液内科 宮村 耕一

私が委員長をやっている委員会に放射線事故対策委員会があります。この会は皆様にもほとんど知られてないので、私がどうして関与しているのかなど、このような機会をいただきましたので公式な場では話せないことを書かせてもらいます。

私のいる名古屋第一赤十字病院でも東日本大震災直後から災害救助に人を送っており、震災直後血液内科から1人出せということで、私が第3班として石巻赤十字病院に行くことになりました。引き受けた時は放射線事故の話はなく、小児への対応の勉強をしていました。その後福島が事故が発生し、大変不安になりました。さらに古い記憶がよみがえりました。それは仙台の中学生時代のこと遠足で女川・金華山に行ったときに、途中で石巻を通ったことを思い出しました。あわてて地図で見るとわずか女川原発まで数キロしか離れていないことに気づき、それからこのことで頭がいっぱいの毎日でした。福島の情報も報道機関と外資系に勤める知人からの情報には食い違いがありました。女川でメルトダウンが起こったことを想定し、防護服を探したり、ヨード剤の個数を確認したり、隊の避難経路などを真剣に考えました。行ってみると女川原発は少し高いところにあり13mの津波まで0.8mとギリギリであったが無事であり、放射線量は問題なくほっとしました。そのようなマインドの中、任務終了後に理事会のメンバーが果敢にこれに立ち向かう姿にも感銘を受け、本委員会のメンバーになった次第です。余談ですが石巻最終日に私の移植患者の携帯につながり無事を確認できたことも一生の思い出です。

3月末にEBMTのNACに参加する時に、AF便が成田からソウルにベースを移し、成田には数時間しか滞在しないフライトスケジュールになっていました。乗務員の健康への配慮からです。上に書きましたように、日本での報道だけでは本当のところはわからないと思いました。このことを聞くためにフランスIRSNからAgnès BUZYNを呼んで講演会を開いたことが、委員会の最初の活動になるかもしれません。

世界各国では移植学会が放射線事故に関わっています。米国はペンタゴンが巨大な予算をつぎ込んで定期的な訓練を行わせています。インド、中国、韓国なども国策として行っています。EBMTは教科書を作成したり、訓練を行っています。日本は放医研が中心になっていますが、移植学会は正式なメンバーではありません。当面の委員会の目標はEUの教科書の翻訳、放医研の正式なメンバーになることであり、数年に1度は教育講演を行いたいと思っています。放射線事故において造血幹細胞移植の役割は極めて限定的なものでありますが、トリアージをすることができるのは我々だけだと思います。

本当に何をやっているかわからない委員会ですが、委員会があることが大事であるという励ましの言葉を支えに6人の委員とともにこれからもやっていきたいと思っています。

次は女性血液内科医師としてご活躍の千葉大学の和田千桂子先生をお願いします。

**次号予告** 次回は、千葉大学血液内科 和田 千桂子 先生です！

## 各種委員会からのお知らせ

### 【編集委員会】

お陰様で日本造血細胞移植学会雑誌も創刊から5年目に入りました。ここまで本誌を支えていただいた会員および関係者の方々に御礼申し上げます。第38回学術総会の社員総会で最終承認いただきましたが、今年度より招請総説を学術総会のシンポジウムや特別企画等での演者の方に依頼することになりました。どうしても講演に参加できなかった会員や是非もう一度聞きたいという会員の方々からのご要望に答えて参ります。また本年度中に、本誌掲載論文をPDFのみならず、同時に読みやすく引用文献などの直リンクも可能なフォーマットであるHTML方式も追加していきます。引き続き、多くの会員の皆様が投稿していただけることを編集委員会一同お待ちしております。

また編集委員会のもう1つの事業である「広報」を充実すべく、学会ホームページでの一般向けや患者さん向けの情報発信、会員向けには学会時等の基本的レクチャーのスライド供覧や海外学会情報などの提供について検討して参ります。会員の皆様からのご意見、ご要望等お待ちしております。今後ともご協力をよろしくお願いいたします。

委員長 赤塚 美樹

### 【国際委員会】

第21回アジア太平洋造血細胞移植学会(APBMT)が10月28-30日の日程でシンガポールにて開催されますが、下記のサイトで既に演題募集が始まっています：

<http://www.apbmt2016.org/>

本学会は従来からAPBMTとの連携を深めていますが、会員のさらなる積極的な参加を促すために、演題登録へ本学会からtravel awardを出すことを検討しております。詳細については、HP上で改めてご案内する予定です。

委員長 高橋 聡

#### ●平成28年度年会費について

近日中に平成27年度年会費請求書を郵送させていただきます。お受け取りになりましたら、お早目にご納入いただきますようお願い致します。

#### ●本学会会員情報へのご登録内容変更につきまして

ご勤務先の変更等に伴いご住所、メールアドレス等本学会会員情報へのご登録内容に変更がございましたら、Eメール、FAX等にてお早目に事務局までお知らせください。

【JSHCT事務局より】

#### 一般社団法人日本造血細胞移植学会 事務局

名古屋市東区大幸南1-1-20 名古屋大学医学部内(〒461-0047)

Tel: 052-719-1824 Fax: 052-719-1828 E-mail: [jshct\\_office@jshct.com](mailto:jshct_office@jshct.com) <http://www.jshct.com>